今国会での精神保健福祉法改正案の成立は阻止!

日本臨床心理学会運営委員会

2017年5月20日、参議院本会議において精神保健福祉法改正法案が可決されましたが、6月16日に衆議院厚生労働委員会が開かれ、自公維新が賛成、民進党は出席拒否、共産党は反対(社民党は委員会に委員がいない)によって衆議院本会議で継続審議になりました。第193回通常国会会期中の改正法案成立は阻止されましたが、秋の臨時国会で審議が始まることになり廃案にはできませんでした。

参議院の厚生労働委員会で4月11日に審議が始まった精神保健福祉法改正法案は異例ともいえる約36時間に及ぶ審議が行われましが、残念ながら改正法案は採択されてしまいました。

審議の中で、4月13日に厚生労働省が、改正精神保健福祉法案の説明資料にある、2月28日に厚生労働省が発表した改正の概要部分の「相模原市の障害者支援施設の事件では、犯罪予告通り実施され、多くの被害者を出す惨事となった。二度と同様の事件が発生しないよう、以下のポイントに留意して法整備を行う。」と、精神障害者支援地域協議会の参加者の「必要に応じて、障害福祉サービス事業者、本人・家族等」となっていた部分の「必要に応じて」を削除することを与野党に申し入れ、削除した説明資料を提出しました。

審議中に一度提出した説明資料の改正趣旨の一部を削除するのは異例であり、提出した法案自体の不備を認めることになるわけですが、塩崎恭久厚労大臣は参院厚生労働委員会で「このような形になったことをおわびする。法案の内容は変更しない」と強硬姿勢を崩すことはありませんでした。

審議過程では、厚生労働省は、警察が関与するのは個別事例であり、患者が自殺するおそれがあって医療機関から関与を求められた場合など、例外的なケースに限られるとの答弁がありましたが、現実的に自殺予防は不可能であり、詭弁でしかないと言えます。また、同計画による支援期間が、6カ月以内を目安とすることも明らかになりましたが、最終的には数の論理で与党に押し切られてしました。

一方衆議院では、5月11日に自民党自見はなこ議員が「精神障害者がこの法で監視されていると思うのは精神障害者の妄想だ」といった驚くべき内容の発言をすることもありましたが、政府が森友問題以後の加計学園疑惑を回避し共謀罪成立を急いだことがあり、精神保健福祉法改正案まで審議がされるまでには至りませんでした。そして、6月18日に第193回通常国会の会期が終了したために、精神保健福祉法改正案は秋の臨時国会に持ち越されることになりました。

本学会も関係機関と協力して、秋の臨時国会での廃案に向け、精神保健福祉法改正の問題点を、多くの人に理解してもらうことが必要だと考えます。